

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、令和6年2月27日付けをもって、鹿児島県医療労働組合連合会執行委員長 松下浩幸から、次のとおり、争議行為を行う旨の通知があった。

令和6年2月28日

鹿児島県知事 塩田 康一

1 事件

- (1) 賃上げ及び一時金
- (2) 大幅増員、夜勤制限、労働時間短縮など、労働条件の抜本的改善

2 争議行為の日時

令和6年3月14日（木）午前8時以降、問題の完全解決の日まで

3 争議行為の場所

- (1) 鹿児島医療生活協同組合の経営する事業所（鹿児島市、霧島市及び南九州市）
- (2) 奄美医療生活協同組合の経営する事業所（奄美市、瀬戸内町、徳之島町及び天城町）

4 争議行為の概要

上記の場所において、全体的又は部分的に、あるいは断続的に、あらゆる形の争議行為を行う。